労働者派遣事業計画書

I 計画事業所の概要

(ふりがな)	ふりがなを忘れずに							
1 事業所の名称		事業所ごとに作成						
2 計画対象期間	事業所で事業開始又は許可有効期間の	き予定す 更新を予	する日 定する日	有効期間の末日を含む事業年度の終了日				
3 資産等の状況								
区分	価	額(円)				摘要		
現金・預金		-4511.7	次立体の世界につ	—				
土地・建物	太人の場合!	には、直近の決算時に	-おける	貨座寺の状況につ	u.c.			
その他			例) 営	業権1,00	00,000、繰延資産100,000 含む			
資産額 (計)								
負債額(計)		繰延資産及び営 	業権が	ある場合は、「その	他」の欄	に記入する		
4 株主の状況						14 0 4±		
氏名又は名称		所有株式数				金業全体の状況を記載		
1						: ##		
2								
3		111.12.12		限会社を含む) :従い5名記載するこ	ح _			
4		合計も必ず			$^{-}$ Γ			
5								
その他の株主 (名)							
合計 (名)							
5 労働保険等の加入状況			7 70 7	人の有無について、				
- 70 100111175 10 171177 17117				当する数字を〇で囲	む	未加入の場合の誓約		
						(自署によること)		
	険	1	有 2	無	加入対象となる派遣労働者の不在により未			
① 労働保険等の加入状況 健康保		除	1	有 2	無	加入の場合に、加入対象となる派遣労働者		
						の雇用等により加入義務が生じた際には加入する旨の誓約を自署にて記載		
	厚生年	金保険	1	有 2	無			
② 労働保険番号								
③ 雇用保険適用事業所番号								
ア 当該事業所の派遣労働者	数(人)					申請日の前月末日に雇用し		
イ うち雇用保険の未加	入派遣労	働者数 (人)		はする者も含めた人数 ていた実人数を記載				
④ 事業所整理記号								
⑤ 事業所番号								
ア 当該事業所の派遣労働者	数(人)							
イ うち健康保険の未加	入派遣労	働者数(人)				申請日の前月末日に雇用し		
ウ うち厚生年金保険の				法定の適用除外事	由に該当	する者も含めた人数		
7 7 3/1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	>10,045 (0)(2718130000				四, 日处的地位7人主张《李子大汉		
6 民営職業紹介事業との兼業の	1 有	2 同時申請	. 山 ##		<i>⇒/-</i> - =	既に民営職業紹介事業の許可を受けている、又は届出を行っている場合にまま		
有無	1 1	2 内时中前	• 中部	可中 3 無	計中	川番号・旭田番号 に記載		
7 請負事業との兼業の有無		1 =		4117-	うち様	構内請負の		
「明只事来との派来の行派		1 有	2	無	実施	1 有 2 無		
8 事業所の面積(m²)		- W. + Z = 10 = 2 1 A				製造業に分類される事業者で、発注者の事業所構内において		
7 7.137 — 2,11		『業を行う場所だけではた)面積(他社との共有部分			J	自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負っている		
9 備考						場合は「1」を、それ以外の場合は「2」をOで囲む		

Ⅱ 労働者派遣計画

「登録制度」とは労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し、労働者派遣をする制度

Π	労働者派遣	十画	派遣をする制度				「1日あたりの平均数	女」とは1日あたりの派遣労働	者の
1	登録制度の実施		1	有 2	無		労働時間数の合計 者(例えば、派遣労	を当該事業所における通常の 働者の雇用管理や派遣先と 5者)1人1日当たりの労働時	の労働 の連絡
2	派遣労働者として雇	用すること	・等が予定され	る1日当たり平	5均人数 /		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	クログ・アベエロ コパングラブ 関系す	IN CAN
	//XE/7	717 3 2 2	- 1,70 1,70 0.10 計	うち1年以上の		うち1	年未満の雇用予定	の者登録	禄者
1)	派遣労働者総数計 (人	.)					「登録者」	」とは労働者派遣事業に係る	登録者(雇
	②無期雇用派遣労働者(人)		-	_		用されて	いる者を含み、過去1年を超 用されたことのない者を除く)	える期間に
	③有期雇用派遣労働者(人)						る者の1日当たりの平均数	
4	日雇派遣労働者(人)				「無期雇用派				
3	労働者派遣の役務の	提供を受け	ける者の確保の	対象地域		法第30条の	2第1項に規定する期間	を定めないで雇用される派遣	労働者
	国内にあっては県名を記載	ţ					1項に規定する期間を定	めて雇用される派遣労働者	
4	指揮命令の系統	労働者派	《 《 《 : : : : : : : : : : : : : : : : :	条に従事する者のお		派遣元章	上上の が職務代紀		
	2載例> -	人事部長			登録者·派遣党			1日少区區 217 6 比較	
	代表取締役	総務部長	E	ュ 者の職務代行者	登録者·派遣的	労働者			
5	労働者派遣に関する	事業所の平	Z均的な料金及	び派遣業務別の	料金の額				
		①平均的 時間) ²	りな1人1日(8 4たりの派遣料	②平均的な1人	1月(8 ③その	fela.		写業主負 ⑤社会保険	料(重要主角
		金	コ7C ク *2 MX 連行	②平均的な1人 時間)当たりの	賃金	1111	担分)	担分)	17(爭未工具
	全派遣業務平均						1人1	日当たりの保険料の額を記載	載
	業分 派遣業務内容		派遣に関する料金の ま、 <u>加重平均</u> による。	平均額及び派遣労働者	番の賃金の額の平均	額に	_	-	_
		(例)		744A-L -WAA	#I 12		● 兴县·中人德	「生法第59条第1項(雇い入れ	りはの数
	日本標準職業分類の分 類番号(2桁の中分類)及	1万円、	1万円、3万円である。	る場合であって料金の とき	観か		育)の場合	土広弟59末弟 垻(准い人4	に時の教
┪	び具体的業務内容	人 * '''	,000+30,000)/3					E規則第35条第1項 原材料等の危険性又は有害	
							⊥ これらの2 2号 安全装置	取扱い方法に関すること 置、有害物抑制装置又は保護	基 具の
6	労働安全衛生法第59 ■	条の規定に		数音の	かつ「有給」に限る 宝施主		■ 3号 作業手順 4号 作業開始	にれらの取扱い方法に関す に関すること 治時の点検に関すること	
	教育の内容及び当該内		蘭安全	かり 体の 体の	0別	当たりの	5号 当該業務 疾病の原 6号 整理、整	8に関して発生するおそれの 因及び予防に関すること 頓及び清潔の保持に関する	ある
	衛生法又は労働安全衛	1生規則の該	: 当番号 1	坐字 • 2 沥	遣先 平均美	実施時間	7号 事政時間 関するこ	∮における応急措直及ひ退避 と	<u> </u>
	教	育の内容	2	実技 3 教 [†] 4 そ			関する安 」	に掲げるもののほか、当該業 全又は衛生のために必要な	事項
1	4						各号のうち、記字を、	亥当号数に応じた「1」∼「8」₹	までの数
2							●労働安全法 育)の場合、「	第59条第2項(作業内容変更 ロルを	 巨時の教
3								(危険・有害業務の特別教育)に該当
4	7							な内容に応じて最大2つまで	で記載
(5))
7	その他の教育訓練(6及び様式	大第3号-2に	係るものを除く)				
	教育訓練コース単位で、		訓練の	が方法の 訓練の	夫 他 土	貴負担の 別	賃金支給の別		1
	かつ具体的に記載	内容	5	引 OTT 1 事	フ別 「業主	。 賞(実費 よし)・	部分なし) ・	1人当たりの	
		141		· 2 #114	は 2 無付 2 無付	ょう) 賞(実費 らり)・	2 有給(無給 部分あり)・	平均実施時間	
			2 0	FF-JT 4 2		有償	3 無給		
1	Jan 1981								
2				業務の遂行の過程内に					
3			UFF	JT:それ以外の教育訓絲 	·*				
8	6及び7の教育訓練	 に用いるが	正設、設備等の		医施責任者の役	職・氏』			=
	訓練場所、設備等の種	類(机、椅子、パ	ソコン、DVDプレーヤ	一等)及びその台数、					
	安全衛生教育の実施に	関し真仕を有す	る有の役職及ひ氏名	で記載					

 9 海外派遣の予定の有無
 1 有
 2 無

 1 有
 2 無

様式第3号(第3面)

記載要領

I 計画事業所の概要

- 1 2欄には、事業所で事業開始を予定する日又は許可の有効期間の更新を予定する日及び許可の有効期間の末日を含む事業年度の終了の日を記載すること。
- 2 3欄及び4欄には、企業全体の状況を記載すること。
- 3 3欄には、法人の場合には直近の決算時における資産等の状況について、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。
- 4 4欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い5名記載すること。
- 6 5欄の③のアには、申請日の属する月の前月末日に雇用している全労働者のうち派遣労働者、イには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた雇用保険未加入の派遣労働者の実人数を記載すること。
- 7 5欄の⑤のアには、申請日の属する月の前月末日に雇用している全労働者のうち派遣労働者の実人数を記載すること。イには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた健康保険未加入の派遣労働者の実人数を、ウには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた厚生年金保険未加入の派遣労働者の実人数を記載すること。
- 8 6 欄は、民営職業紹介事業との兼業の状況について該当する数字を○で囲むこと。民営職業紹介事業の許可申請書を同時に提出する場合又は許可の申請をしているが許可又は不許可の処分がされていない場合は、2を○で囲むこと。既に民営職業紹介事業の許可を受けている場合又は届出を行っている場合は、当該許可番号・届出番号を記載すること。
- 9 7欄は、請負事業の実施の有無について該当する数字を○で囲むこと。労働者派遣事業と請負の区別については、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)を参照すること。 その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負(発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働
- 者を使用し、生産活動を請け負うことをいう。)を実施している場合は、「うち構内請負の実施」の1を〇で囲むこと。
- 10 事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行う場合は、9欄に、届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

Ⅱ 労働者派遣計画

- 1 1欄は、派遣労働者の登録制度の有無について該当する数字を○で囲むこと。この場合において、「登録制度」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度をいうこと。
- 2 2欄について、「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条の2第1項に規定する期間を定めないで雇用される派遣労働者をいうこと。また、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する期間を定めて雇用される派遣労働者をいうこと。
- 3 2欄について、「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日々又は30日以内の期間 を定めて雇用される派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるよ うな場合も含まれるので留意すること。

様式第3号(第4面)

- 4 2欄の①から④までについては、計画対象期間において労働者派遣法第5条第1項の許可を受けて行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用していることが予定される1日当たり平均数を記載すること。
 - この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。
- 5 2欄の①、③及び④の「登録者」については、計画対象期間において労働者派遣法第5条第1項の許可を受けて行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る登録者(雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除く。)であることが予定される者の1日当たりの平均数を合計欄に記載すること。
- 6 4 欄は、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者(派遣元責任者の職務代行者を含む。)の地位を記載すること。
- 7 5欄には、計画対象期間において派遣労働者を従事させようとする業務の平均及び主な業務別の派遣料金、賃金額及びその他事業者の負担する金額を記載すること。業務別の状況については、派遣労働者が従事する業務に該当する日本標準職業分類の分類番号(中分類とすること。)及び具体的な業務内容を記載すること。
- 8 5欄の①から⑤までには、計画対象期間における労働者派遣に関する平均的な1人1日(8時間として算定すること。以下この8において同じ。)当たりの労働者派遣に関する料金の額、平均的な1人1日当たりの派遣労働者の賃金の額及び当該労働者派遣に関して事業主が負担するその他の総額(1人1日当たりの額として算定した額)、このうち労働保険料及び社会保険料の事業主負担分の額(1人1日当たりの保険料の額として算定した額)をそれぞれ記載すること。
- 9 6欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」について、7欄には一般教養的な訓練等の「その他の教育訓練」(6欄及びキャリアアップ措置に係るものを除く)について、それぞれ主な教育訓練計画を記載すること。
- 10 6 欄及び7欄については教育訓練コース単位で記載すること。6 欄については5コースを、7欄については3コースを本欄に記載すること。
- 11 6欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1~8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項に該当する場合は10を、その教育の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 12 6欄の「教育の内容」及び7欄の「訓練の内容」については、「4S(整理・整頓・清掃・清潔)運動」、「KY(危険予知)活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 13 7欄の訓練の方法のうち、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 14 労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育については、事業主の義務として業務時間中に行うものであることから、「無償」かつ「有給」で行うべきものであることに留意すること。
- 15 7欄の「訓練費負担の別」について、「1 無償(実費負担なし)」はテキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施すること、「2 無償(実費負担あり)」はテキスト代等の実費負担があるものの原則として無償で実施すること、「3 有償」はこれら以外をいうこと。
- 16 7欄の「賃金支給の別」について、「1 有給(無給部分なし)」は全ての訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「2 有給(無給部分あり)」は自主的に実施する訓練については無給とする場合があるものの原則として訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「3 無給」は訓練を受けることに対して給与を支払わないことをいうこと。
- 17 6 欄及び7欄の「1人当たりの平均実施時間」については、対象労働者に対して実施予定の平均的な教育訓練時間を記載すること。
- 18 8欄の「教育の実施責任者」は、安全衛生教育の実施に関し責任を有する者の地位及び氏名を記載すること。
- 19 9欄は、海外派遣の予定の有無について、該当する数字を○で囲むこと。
- 20 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

キャリア形成支援制度に関する計画書

1	キャリア・コンサルティング	の担当者の	0人数								
	厚生労働大臣又は厚生労働 大臣が指定する者が行う試 験の合格者の実人数 計 うち社内の者			うち社外の者				音 キャリア・コンサルティングに関する具任的な職務経験又はその有する知見			
計							(具体的に記載すること)				
	キャリア・コンサルタント										
	上記以外の担当者		─ 知見を有する者(実務 又は派遣先との連絡記			た民間資格を有する者等) 当者の人数				-、職業能力開発推	
	営業職								等、具体的に 者について記	記載 (複数いる場 載)	場合は主な
	その他							_			
2	キャリア・コンサルティング	窓口						3	キャリア・コ マニュアル等	コンサルティン 等の有無	ングに関する
	窓口の開設方法	キャリ	ア・コンサルティング	を行う場所					1	有 2	無
1 事務所内に設置・2 電話での相談窓 所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特にの設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他 常元 (本) を で (本) で											
該	当する番号すべてを記載。「その他」を違う	選択した場合、	その内容を備考欄に記載。	なお。窓口未	開設の場合、	開設予定の窓	窓口について記	記載		ブに係るマニュアル を参考資料として	
4	キャリアアップに資する教育	訓練								1	
	キャリアアップ措置の種別(1 入職時等基礎的訓練、2 職能 別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教 育) 人職時等基礎的	層別訓練⊄ 他)	派遣労働者の種別 (1 ・3 待機中・4 入社(場合の列選択のこと) 労働契約を締結	・5 その		人当たり年間	引平均実施6	寺間	訓練の方法の 別 1 0JT	訓練費負担の 別 1 無償(実費 負担なし)・費 2 無償(実費	賃金支給の別 1 有給 (無給 部分なし)・ 2 有給 (無給
	具体的な教育訓練	加林 必次	具体的な対象労働者	人数	1年目	2年目	3年目	4年目以 降	2 OFF-JT	負担あり)・ 3 有償	部分あり)・ 3 無給
1	← 該当する種別を番号で記載	$ \longrightarrow$	実施予定の全ての派 遣労働者数を記載	\rightarrow							
2			追力側有数で記載		同じコ-	-スで1年目、2	2年目とそれぞ	in段			
3	[係長・課長就任研修]					行う場合は1=					
4	「〇〇語研修」等実施 を計画している訓練が							Τ			
(5)	特定できるよう具体的 に記載すること		「初めて派遣する								
6			労働者」「待機中 の労働者」等具体								
7			的に記載する								
8	不足する場合は別紙に記載										
負担	当たりの平均実施予定時間の合 なし)」であり、「賃金支給の のみ合計可。)					で1年以上の別 の3年間は、毎			とした訓練につい が必要	ては、少な	
「≯	・ャリアアップに資する教育訓	練」実施	こあたって支払う賃金	≥額(1人	1 時間当た	こり平均)				訓練時におけ	る平均賃金額
	備考										
	※ 1人当たりの平均実施予			満たない場	合、備考析	闌にその具	体的理由を	と記載する	こと		
5	上記教育訓練が、キャリアア	ップに資う	「ると考える理由								
	教育訓練の趣旨・目的・効果・目標等を	具体的に記載	Ž								
6	無期雇用派遣労働者への中 的なキャリア形成を考慮に た教育訓練の実施		1 有	(2 無		備考				
7	上記6の実施にあたってどの	ようなこと	<u>.</u> こを考慮しているのか	を具体的に	こ記載する	こと	無期雇用流	派遣労働者を '形成を考慮に	雇用する事業所に こ入れた訓練」があ	こおいては、4欄に 5ることが必須	「中長期的
	無期雇用派遣労働者への「中長期的な	キャリア形成	を考慮に入れた教育訓練」実	『施が「有」の	場合は具体的	的に記載					
8	派遣労働者のキャリアアップ	措置に係る	る教育訓練に用いる施	設、設備等	等の概要						
	様式第3号8欄の安全衛生教育、その代										
*	様式第3号の8欄と異なる場合の										
9	教育訓練等の情報を管理した 了後3年間以上あること	資料の保存	F期間が労働契約終 				1	1 有	2 無		
10	備考										
\•\ \\	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										

様式第3号-2(第2面)

記載要領

- 1 1欄の「キャリア・コンサルタント」については、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者の 実人数を記載すること。それ以外の者であつてキャリア・コンサルティングに関する知見を有する者(実務に従事してい た者や類似した民間資格を有する者等)については、「上記以外の担当者」の「その他」にその実人数を記載すること。
- 2 1欄の派遣元責任者との兼任状況は「キャリア・コンサルティングの担当者」の計の内数を記載すること。
- 3 1欄のキャリア・コンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見に関しては、当該キャリア・コンサルティングを担当する者が、どのような知見や職務経験を有しているのかについて、「職業能力開発推進者3年目」、「4年間の人事経験あり」等具体的に記載すること。なお、キャリア・コンサルティングの担当者が複数いる場合については、主な者についてのみ記載すること。
- 4 2欄について、キャリア・コンサルティング窓口の「開設方法」、「キャリア・コンサルティングを行う場所」に関して該当する番号をすべて記載すること。また、「その他」を選択した場合は、その内容を備考欄に記載すること。なお、窓口未開設の場合は、開設予定の窓口に係る情報を記載すること。
- 5 3欄について、1を○で囲んだ場合には、キャリア・コンサルティングに係るマニュアル又はマニュアルの概要を参考 資料として添付すること。
- 6 4欄には、計画対象期間において実施する予定の主なキャリアアップに資する教育訓練について、訓練コース単位で8 コースまでを本欄に記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 7 4欄の「キャリアアップ措置の種別」については、キャリアアップ措置に関する教育訓練の主たる目的に応じて、該当 する番号を記載すること。
- 8 4欄の「具体的な教育訓練」については、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等実施を計画している訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 9 4欄の「対象となる派遣労働者の種別」には、該当する番号を記載するとともに、「具体的な対象労働者」欄に「初めて派遣する労働者」、「待機中の者」等、具体的に記載すること。なお、「待機中の者」とは、労働契約は締結している者であつて、派遣先が決まつていない又は派遣先は決まつているが派遣先での就業開始日が到来していない者をいい、登録中の者(労働契約を締結していない者)は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
- 10 4欄の「人数」には、キャリアアップに資する教育訓練を実施する予定の全ての派遣労働者数を記載すること。
- 11 4欄の「1人当たり年間平均実施時間」については、対象となる派遣労働者に対して実施する予定の教育訓練の時間を 記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同 じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う同一の訓練であっても、2年目以 降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄 に記載すること。
 - なお、4年目以降に具体的にどのような教育訓練を実施するかについては、事業主の任意であり、キャリア形成支援制度があることを明示するため、「4年目以降」欄に「有」と記載しても差し支えないこと。
- 12 4欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 13 4欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め訓練のすべてを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 14 4 欄の「賃金支給の別」において、「1 有給(無給部分なし)」とは、用意したすべての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 15 4欄のキャリアアップに資する教育訓練については、「訓練費負担の別」が「1 無償(実費負担なし)」であつて、「賃金支給の別」が「1 有給(無給部分なし)」であることが派遣元事業主の許可要件であることに留意すること。そのうち、フルタイム勤務の者であつて1年以上の雇用見込みのあるものを対象とした訓練については、4欄の「1人当たり年間平均実施時間」が、年間概ね8時間以上であることが求められることに留意すること。
- 16 4欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払う賃金額(1人1時間当たり平均)」欄については、キャリアアップに資する教育訓練時における賃金の平均額を記載すること。
- 17 5欄には、実施する教育訓練がキャリアアップに資すると考える理由について具体的に記載すること。
- 18 無期雇用派遣労働者を雇用する事業主においては、4欄に記載した教育訓練に、「無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた訓練」がある場合、6欄の1を○で囲むこと。
- 19 7欄には、無期雇用派遣労働者への中長期的なキヤリア形成を考慮に入れた訓練について、どのようなことを考慮しているのか具体的に記載すること。
- 20 9 欄には、教育訓練等の情報を管理した資料を、各派遣労働者の労働契約が終了した後3年以上保存する場合には1を ○で囲むこと。
- 21 労働局記載欄には何も記載しないこと。
- 22 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第3号-3 (第1面)

雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書

【派遣労働者のうち、保険未加入者がいる場合は事業所ごとに作成

ふりがかを思れずに

年 月 日

雇用保険等の被保険者資格取得の状況について、下記の通り報告します。

(ふりがな)		
1 事業所の名称		
【雇用保険】		申請日の前月末日時点の未加入者
2 適用事業所番号		3 派遣労働者のうち、未加入者数 人
4 未加入者の氏名及び未加入の理	曲	
氏 名	未加入の理由は以下 ①~④より選択	「④その他」を選択した場合に具体的な理由を記載
	>	申請日における未加入の理由を下記①~④から記載。
		その他の場合は、具体的な理由を記載。
【雇用保険の未加入の理由】		

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 昼間学生(労働者派遣法施行令第4条第2項第2号に掲げる者をいう。)
- ④ その他

【健康保険・厚生年金保険】	康保険・厚	牛年金	保険
---------------	-------	-----	----

申請日の前月末日時点の未加入者

5	事業所	整理番	号				G	に忠労働本のると ナ加1本料	健康保険	人
Э	事業所	番号				6 派遣労働者のうち、未加入者数		派追为側有のうら、木加八有剱	厚生年金	人
7	未加入	者の氏症	名及び未加入の	の理由						
	氏	名	種類	未加入の理由 ①~③より		①をi	当する項目を 的な理由を記	を記載 記載		
	•		健康保険	_)					
			厚生年金							
			健康保険							
			厚生年金							
			健康保険		_	申請日における	未加	ロ入の理由を下記①~③から記載	0	
			厚生年金			その他の場合は	t, J	具体的な理由を記載。		
			健康保険							
			厚生年金							
			健康保険							
			厚生年金)					

【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】

- ① 1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の短時間労働者であって、 次の(ア)~(エ)のうちいずれかに該当する者
 - (ア) 1週間の所定労働時間が20時間未満であること
 - (イ) 賃金の月額が8.8万円未満であること

 - (ウ) 学生であること (エ) 被保険者が常時100人以下であり、任意特定適用事業所の申出がなされていない事業所に使用されていること
- ② 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ③ その他

様式第3号-3 (第2面) (日本産業規格A列4)

(記載要領)

- 1 本様式は、派遣労働者のうち、雇用保険等の未加入者がいる場合に提出を要すること。
- 2 雇用保険等の資格取得状況について、許可又は更新の申請日における状況を本様式に記載すること。
- 3 1欄は、該当事業所の名称を記載すること。
- 4 2欄、3欄、5欄及び6欄には、様式第3号第1面5欄において労働保険等の加入状況を記載したものを記載すること。
- 5 4 欄及び7 欄には、未加入者ごとに未加入の理由を雇用保険は①から④、健康保険・厚生年金保険は①から③のうちからそれぞれ選択すること。
- 6 4欄で④その他を選択した場合は、未加入の理由を具体的に記載すること。
- 7 7欄で①を選択した場合は、(ア)~(エ)のうち、該当する項目を全て記載すること。
- 8 7欄で③その他を選択した場合は、未加入の理由を具体的に記載すること。
- 9 7欄について、健康保険・厚生年金保険の種類それぞれの状況を記載すること。
- 10 【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】の①の「通常の労働者」とは、健康保険法(大正11年法律第70号) 第3条第1項第9号及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第12条第5号に規定する通常の労働者を、「短時間労 働者」とはこれらの規定に規定する短時間労働者をいうこと。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。